

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 5月 24日

岩手県知事 達増 拓也 殿

提出者

住 所 岩手県二戸市福田字中屋敷3-1

氏 名 カシオペアアスコン共同企業体

代表者 齋藤 亮

電話番号 0195-26-2631

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	カシオペアアスコン共同企業体
事業場の所在地	岩手県二戸市福田字中屋敷3-1
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

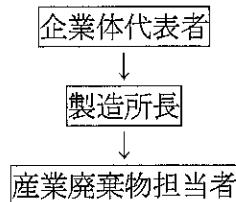
①事業の種類	製造業（アスファルト混合物製造業）
②事業の規模	2億3千万
③従業員数	8名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	1 補装工事からの余り合材 → 一時保管 → 委託運搬 → 委託処分 → 再生利用 2 製造時のミスによる廃棄合材 → 一時保管 → 委託運搬 → 委託処分 → 再生利用

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（2022年度）実績】

産業廃棄物の種類	アスファルト殻	紙くず	廃油	廃プラ	木くず
排 出 量	1104.99 t	- t	- t	0.06 t	0.06 t

①現状

(これまでに実施した取組)

- ・アスファルト殻
 - ・製造時、ミスによる不良製品を無くす様オペレーターを教育
 - ・工事担当者との最終数量の確認と余り合材の自らの処分のお願い。

【目標】

産業廃棄物の種類	アスファルト殻	紙くず	廃油	廃プラ	木くず
排 出 量	500 t	0.2 t	0.3 t	0.3 t	0.1 t

②計画

(今後実施する予定の取組)

- ・アスファルト殻
 - ・製造時、ミスによる不良製品を無くす様オペレーターと密に連絡を取り合う。
 - ・工事担当者に対し、余り合材が出ない様に注文して頂くとともに余り合材は直接処分場へ持ち込む様お願いする。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
アスファルト殻のみである為現状とおり。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
アスファルト殻の中間処理施設の建設と再利用を計画中。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（2022年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類 アスファルト殻 自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量 0 t
	(これまでに実施した取組) ――
【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類 アスファルト殻 自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量 400 t
	(今後実施する予定の取組) 今年度中に中間処理施設の建設を行ない、自ら再生利用を行なう 計画である。

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（2022年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類 アスファルト殻 自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量 0 t 自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量 0 t
	(これまでに実施した取組) ――
【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類 アスファルト殻 自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量 0 t 自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量 0 t
	(今後実施する予定の取組) ――

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（2022年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類 アスファルト殻
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量 0 t t
(これまでに実施した取組) ――	
【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類 アスファルト殻
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 0 t t
(今後実施する予定の取組) ――	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（2022年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類 アスファルト殻 紙くず 廃油 廃プラ 木くず
	全処理委託量 1104.99 t —t —t 0.06 t 0.06 t
	優良認定処理業者への処理委託量 —t —t —t —t —t
	再生利用業者への処理委託量 1104.99 t —t —t —t —t
	認定熱回収業者への処理委託量 —t —t —t —t —t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 —t —t —t 0.06 t 0.06 t
(これまでに実施した取組) アスファルト殻については、再生利用業者へ処理委託している	

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	アスファルト殻	紙くず	廃油	廃プラ	木くず
	全処理委託量	100 t	0.2 t	0.3 t	0.3 t	0.1 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	100 t	— t	— t	— t	— t
(今後実施する予定の取組)						
アスファルト殻においては、速やかに中間処理施設を建設し、自ら処理し再利用に努めて参ります。						
※事務処理欄						

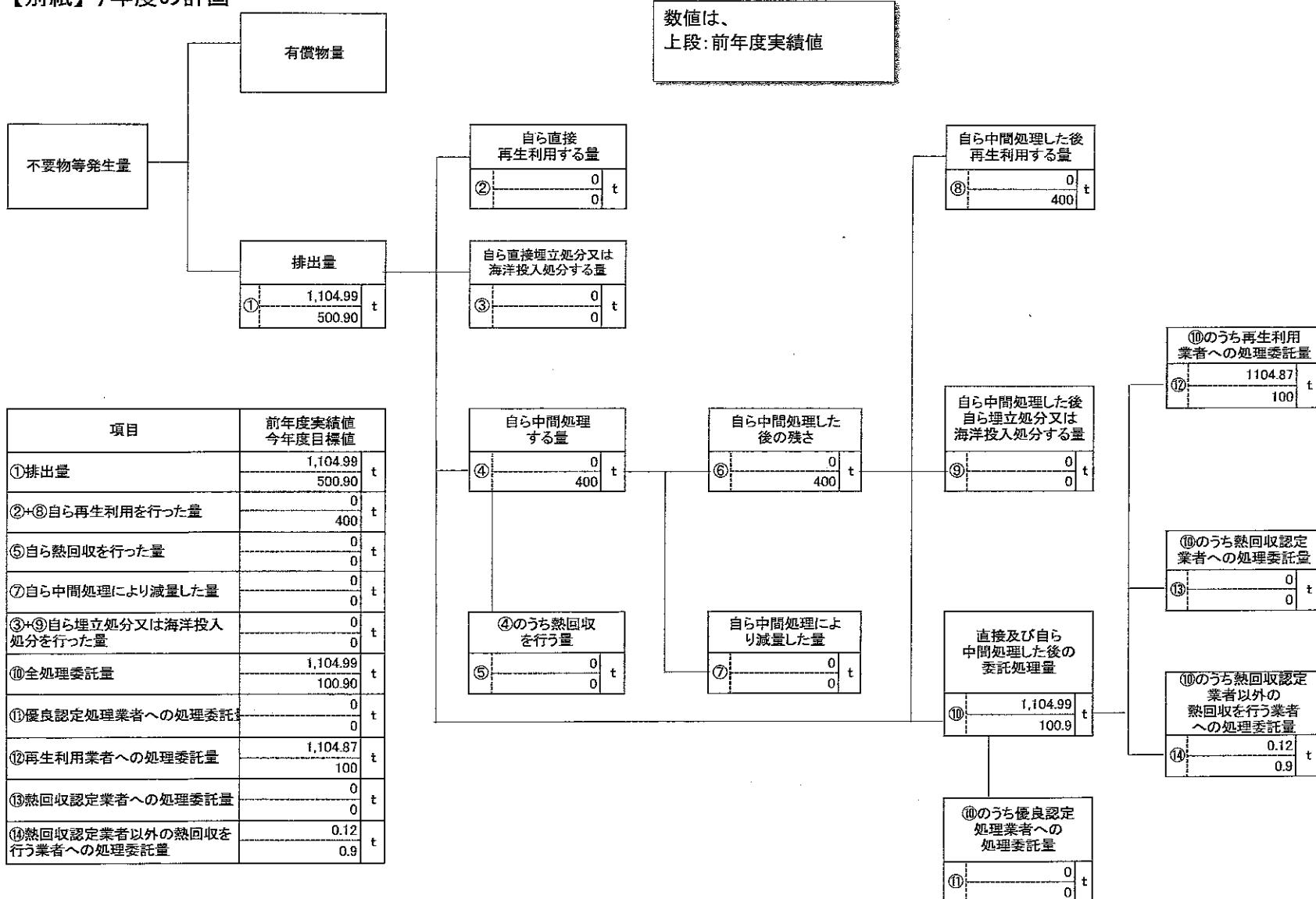
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(産業廃棄物の種類: 合計)

【別紙】今年度の計画

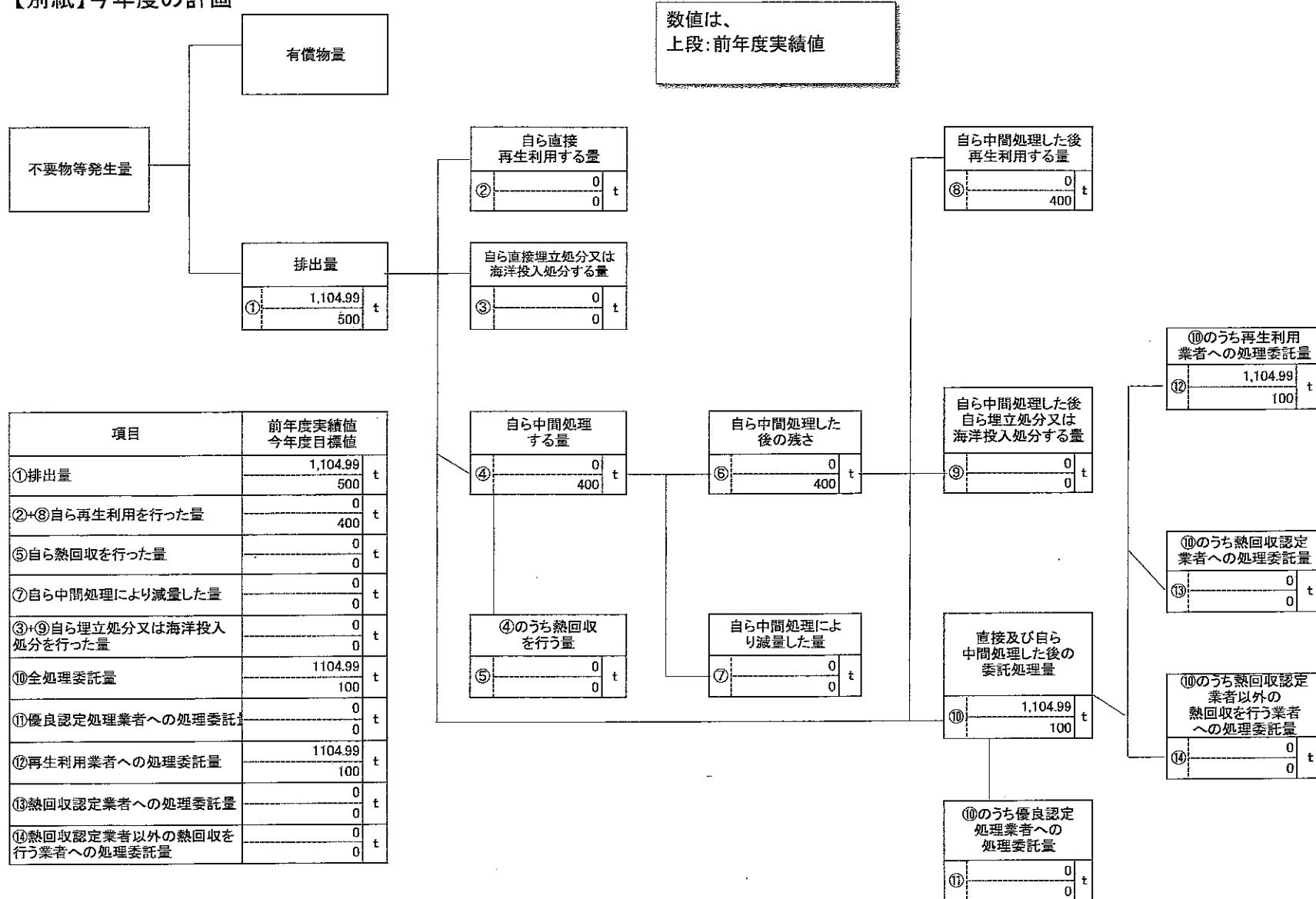
数値は、
上段: 前年度実績値



(産業廃棄物の種類: アスファルト殻)

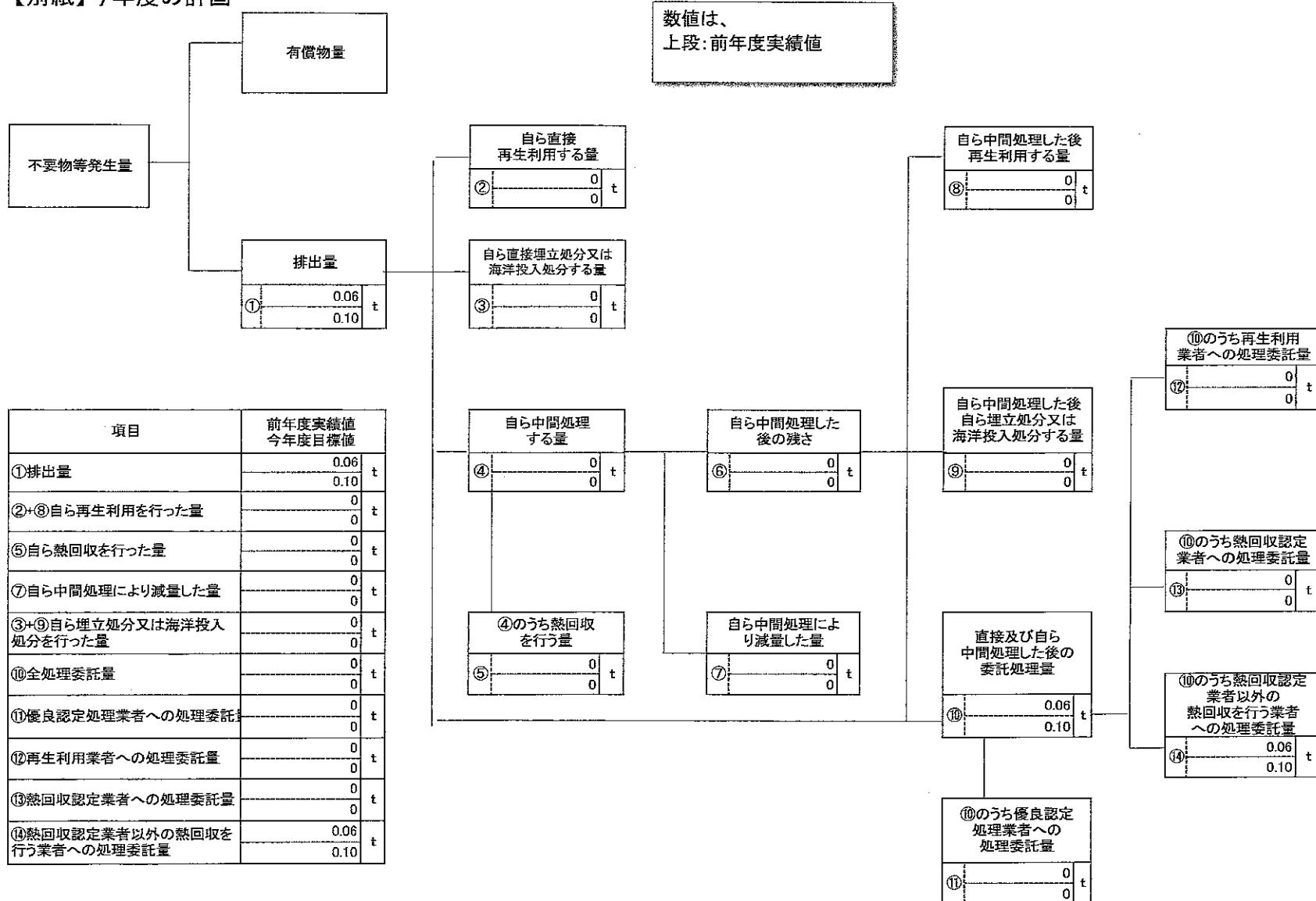
【別紙】今年度の計画

数値は、
上段:前年度実績値



(産業廃棄物の種類: 木くず)

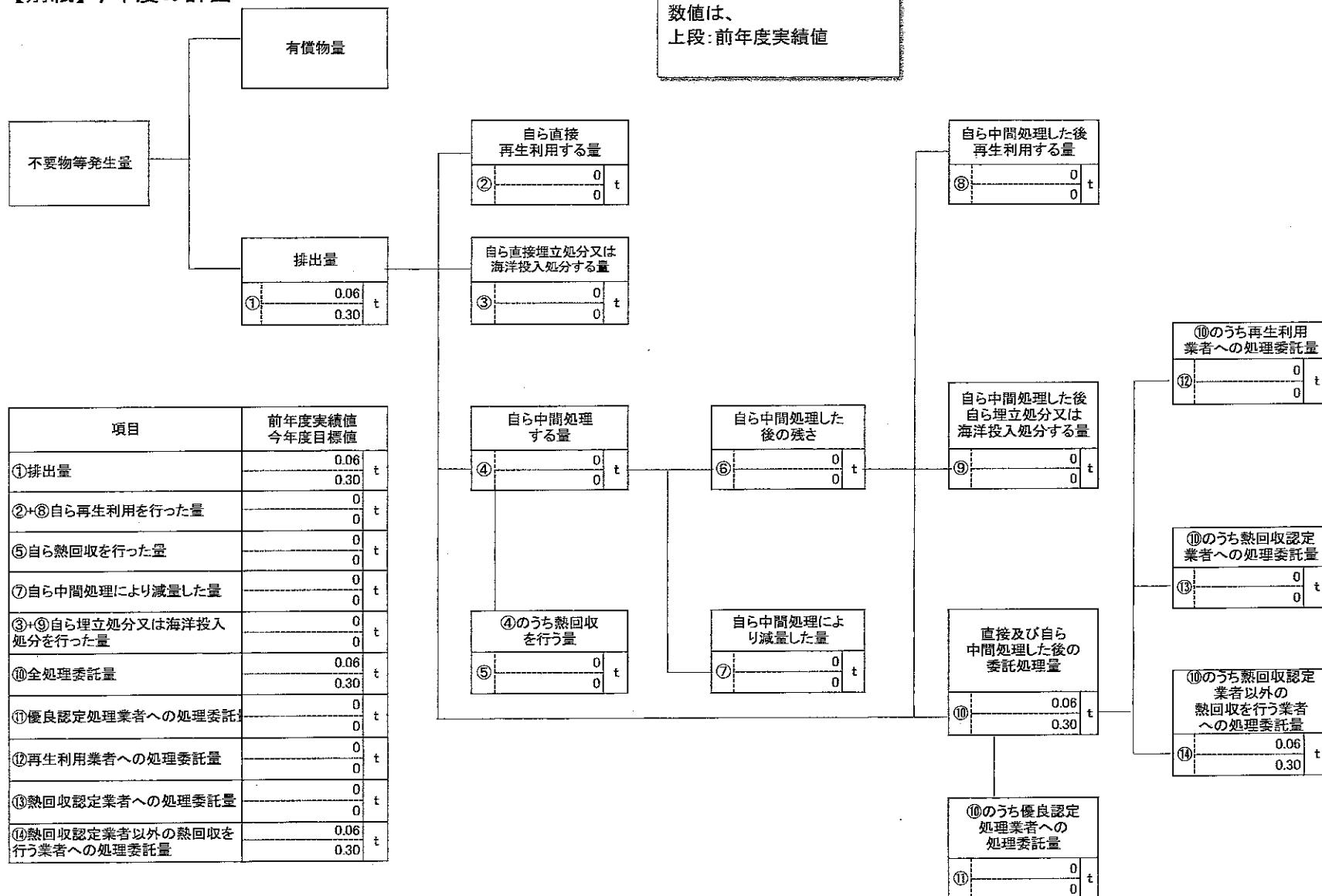
【別紙】今年度の計画



(産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類)

【別紙】今年度の計画

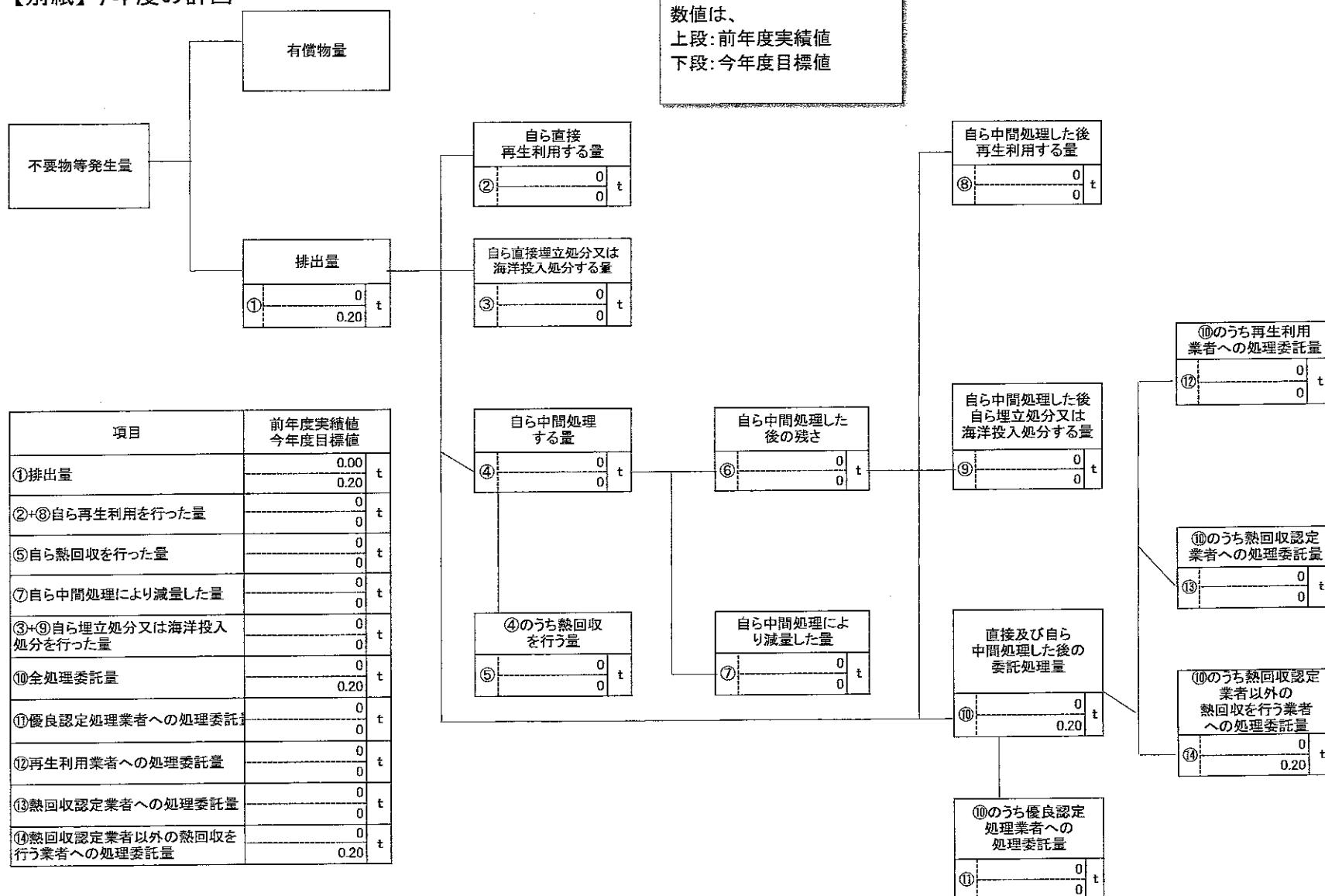
数値は、
上段：前年度実績値



(産業廃棄物の種類：紙くず)

)

【別紙】今年度の計画



(産業廃棄物の種類: 廃油)

【別紙】今年度の計画

